

# 一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2015 年 8 月 25 日

質問者 朝木 直子

東村山市議会議長殿

## 1 生活保護施策に関する諸問題

### 被保護者に対する配慮について

- (1) 保護費支給の方法について、個人情報保護および防犯の関係から問題である。改善の検討をすべきだが見解を。(これまでの質疑答弁をふまえて)  
高齢者が多い現状で、決まった日に決まった場所で、しかもいきいきプラザ 1 階という目立つ場所で、被保護者を並ばせ、高額の現金を配る行為をなぜやめないか。
- (2) 被保護者が医療機関にかかる場合、「事前に」市役所に行き、医療券を支給してもらわないといけない制度になっているが、改めるべきである、見解は。  
また過去には多摩 26 市担当課長会などの意見を参考に、東京都では、医療扶助運営要領の改正意見として、現行の医療券制度から医療証制度に変えるよう、改正意見を国に提出しているようだが、その後の動きについて何う。
- (3) 温暖化が進み、昨今では熱中症対策が大きな問題となっているが、被保護世帯へのエアコン設置の実態は。エアコンは今や健康維持のみならず命に係わる必需品であるが、被保護世帯の実態について何う。
- ① エアコンのない世帯はあるか。
  - ② エアコンのない世帯に対して、特に高齢者の場合、エアコン設置を奨めているか。
  - ③ 被保護世帯がエアコン購入をする場合、市としてどのような支援をしているか、制度として補助金等の施策を導入するべきではないか。

以上について、総括的に何う

## 2 プレミアム商品券に関する諸問題

- (1) プレミアム商品券発行までの手続きの流れを確認されたい。  
(プレミアム商品券事業の決定から商品券発行までと発行後)
- (2) 事業費1億4,875万1,000円の内訳
- (3) PR冊子の発行部数は。全戸配布したにも関わらずなぜ市内施設にまで山積みになるほど大量に発行したか。
- (4) 商工会に運營業務委託しているが、委託先決定の経過および
  - ① 委託先決定の経過。
  - ② 運営委託業務の内容。(仕様書の内容等)
  - ③ 個人情報の取り扱いはどのようになっているか。
- (5) 事業における公平性公正性の確保について
  - ① 1世帯あたり10口(10万円)の限度を設けているが、確認は誰が、どのような方法で行ったのか。
  - ② 応募総数が大幅に発行数を超えたが、応募口数の限度を下げて、申込者全員に発行するべきであったと思うが、10口と1口を同じ1件の応募として抽選したのはなぜか。
  - ③ 応募に関する不正が全国で問題になっているが、当市商工会でも過去に問題を起こした経過から、今回はどのような対策をしているか。
  - ④ 取り扱い事業者の登録や商品券換金の手数料が、会員と非会員で異なるのはなぜか、根拠をうかがう。
- (6) 取り扱い事業者の資格について、
  - ① この事業が市内の経済効果を目的とするというが、「家賃」を扱う事業者等が取り扱い事業者になっていることにつき説明されたい。
  - ② 商工会HPを見ると「東村山市内で事業(店舗等)を営んでいる方」となっているが、「宗教法人」が営む「事業」もこれに含まれるか。
- (7) 有効期間内に使われなかった商品券に支払われた代金はどのような扱いになるのか。
- (8) この事業による当市経済効果(市内での経済の好循環や新たな市内雇用)について、いつ、どのような方法で分析し、事業の総括をするのか伺う。

以上について、総括的に伺う